

東北運輸局報

東北運輸局マスコット
"とほくろっ犬"

第1407号 令和5年11月1日

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/>

目次

公示	一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止	1	運輸局情報	自動車保有車両数	7
	一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止	3			
行政処分	貨物自動車運送事業者に対する行政処分等	5			
辞令	人事異動	6			

公 示

公示第105号

公 示

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、次のとおり公示する。

なお、利害関係人で道路運送法第15条の2第2項の規定により意見の聴取の申請をしようとする者は、同法施行規則第15条の8の規定に基づく申請書をこの公示の日から10日以内に当局自動車交通部に提出すること。

令和5年11月1日

東北運輸局長 石谷 俊史

1. 事案番号及び事案の種類

事案番号：5旅一第1005号

事案の種類：一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止

2. 申請者

岩手県交通株式会社

代表取締役会長 本田 一彦

3. 路線

起点 岩手県一関市真柴字中田69-3先

終点 岩手県一関市花泉町涌津松ノ坊15-3先

(13.6 km)

4. 廃止予定日

令和6年3月31日の運行終了をもって廃止

5. 休止又は廃止の理由

「一関花泉線」は現在平日のみ運行しているが、利用が極めて少ないうえ、欠損額が多く、ほとんどが当該事業者の持ち出しとなっている現状である。また、当該事業者における一関営業所の乗務員が不足しており、今後の運行維持が大変困難な状況となっているため。

6. 意見の聴取の申請に関する事項

(1) 意見聴取申請書

意見の聴取を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見聴取申請書を提出すること。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②届出の件名及びその番号
- ③意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

(2) 申請期限

意見聴取申請書は、公示の日から10日以内に提出すること。

なお、郵送による申請の場合は、消印が公示の日から10日以内であること。

(3) 申請方法

郵送による申請の宛先

〒983-8537

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地

東北運輸局自動車交通部旅客第一課

持参による申請は、東北運輸局又は岩手運輸支局に申請すること。

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2-8-5

東北運輸局岩手運輸支局輸送・監査部門

7. 意見の聴取の実施予定日及び場所

関係自治体及び意見聴取申請書を提出した利害関係人に対して、意見聴取の実施予定日の10日前までに通知する。

公示第106号

公 示

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、次のとおり公示する。

なお、利害関係人で道路運送法第15条の2第2項の規定により意見の聴取の申請をしようとする者は、同法施行規則第15条の8の規定に基づく申請書をこの公示の日から10日以内に当局自動車交通部に提出すること。

令和5年11月1日

東北運輸局長 石谷 俊史

1. 事案番号及び事案の種類

事案番号：5旅一第1006号

事案の種類：一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止

2. 申請者

岩手県交通株式会社

代表取締役会長 本田 一彦

3. 路線

- | | | |
|----|-----------------------|---------|
| 起点 | 岩手県北上市大通り3丁目6-1先 | |
| 終点 | 岩手県北上市鬼柳町川原小屋42先 | (1.4km) |
| 起点 | 岩手県北上市鬼柳町川原小屋42先 | |
| 終点 | 岩手県北上市相去町和田尻22先 | (5.0km) |
| 起点 | 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根北荒巻102-3先 | |
| 終点 | 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻長根前99先 | (0.8km) |
| 起点 | 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根二の台3先 | |
| 終点 | 岩手県奥州市水沢佐倉河多聞坊4-1先 | (3.5km) |
| 起点 | 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根本町22先 | |
| 終点 | 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町22-1先 | (0.2km) |
| 起点 | 岩手県奥州市水沢佐倉河車堂6先 | |
| 終点 | 岩手県奥州市水沢佐倉河嶋館1先 | (0.2km) |

4. 廃止予定日

令和6年3月31日の運行終了をもって廃止

5. 休止又は廃止の理由

当該事業者における県南地区の営業所の乗務員不足が続いており、また、「北上金ヶ崎線」「水沢金ヶ崎線」は利用が少なく、今後の運行維持が大変困難な状況となっているため。

6. 意見の聴取の申請に関する事項

(1) 意見聴取申請書

意見の聴取を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見聴取申請書を提出すること。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②届出の件名及びその番号
- ③意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

(2) 申請期限

意見聴取申請書は、公示の日から10日以内に提出すること。

なお、郵送による申請の場合は、消印が公示の日から10日以内であること。

(3) 申請方法

郵送による申請の宛先

〒983-8537

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地

東北運輸局自動車交通部旅客第一課

持参による申請は、東北運輸局又は岩手運輸支局に申請すること。

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2-8-5

東北運輸局岩手運輸支局輸送・監査部門

7. 意見の聴取の実施予定日及び場所

関係自治体及び意見聴取申請書を提出した利害関係人に対して、意見聴取の実施予定日の10日前までに通知する。

行政処分

◆貨物自動車運送事業者に対する行政処分等

自動車交通部自動車監査官

県別	業種	事業者		処分理由	処分内容				
		氏名又は名称 代表者名	主たる事務所 対象営業所		処分 年月日	処分の 種類	停止 車両数	停止 日車数	違反 点数
岩手	一般	有限会社 千葉商店運輸 (法人番号1400602001602) 代表者千葉昌	岩手県奥州市 本社営業所	(1) 定期点検整備等の未実施 (2) 運転者の指導監督義務違反	R5.9.6	輸送施設の使用停止及び文書警告	1	10	1
秋田	一般	株式会社 丸五急送 (法人番号5410001004920) 代表者佐藤利雄	秋田県 由利本荘市 本社営業所	(1) 点呼の記録義務違反 (2) 運転者台帳の作成義務違反 (3) 運転者の指導監督義務違反	R5.9.7	文書警告			
宮城	一般	ケイワイロジスティクス 株式会社 (法人番号5370001017951) 代表者伊藤 京一	宮城県富谷市 本社営業所	(1) 乗務時間等基準告示の遵守違反 (2) 運転者の指導監督義務違反	R5.9.21	文書警告			
秋田	一般	秋田三八五流通 株式会社 (法人番号9410001003233) 代表者幸澤正人	秋田県秋田市 秋田南流通センター営業所	(1) 運転者台帳の作成義務違反 (2) 運転者の指導監督義務違反	R5.9.21	文書警告			
福島	一般	ユタカ商事 有限会社 (法人番号1380002026624) 代表者大津 靖子	福島県いわき市 本社営業所	(1) 乗務時間等基準告示の遵守違反【未遵守計5件以下】 (2) 乗務時間等基準告示の遵守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】 (3) 運行記録計の記録義務違反 (4) 運行指示書の記録義務違反 (5) 運転者台帳の作成義務違反 (6) 運転者の指導監督義務違反 (7) 死亡事故を惹起した運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反 (8) 死亡事故を惹起した運転者及び高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反 (9) 運行管理者の講習受講義務違反	R5.9.26	輸送施設の使用停止及び文書警告	2	50	5

辞 令

令和5年11月1日付
(国土交通省東北運輸局)

(国土交通大臣発令)

発令事項	氏名	現職
東北運輸局海上安全環境部 海事技術専門官(船舶検査官)	矢野 遼	東北運輸局海上安全環境部 首席海事技術専門官(船舶検査官)付
	以 上	

令和5年11月1日付
(国土交通省東北運輸局)

(東北運輸局長発令)

発令事項	氏名	現職
辞職(10月31日付) (独立行政法人自動車技術総合機構東北検査部 管理課登録確認調査員(秋田事務所併任))	佐藤 遼	宮城運輸支局首席運輸企画専門官(登録)付
宮城運輸支局首席運輸企画専門官(登録)付	関口 歩来	宮城運輸支局首席運輸企画専門官(総務企画)付
	以 上	

運輸局情報

◆自動車保有車両数(令和5年7月末)

自動車技術安全管理課

用途	車種	業態	青森			岩手	宮城	秋田	山形			福島			管内計	
			青森	八戸	計				山形	庄内	計	福島	いわき	計		
貨物	普通車	自家用	14,477	10,636	25,113	25,604	36,458	14,470	13,000	4,351	17,351	27,118	9,624	36,742	155,738	
		事業用	4,820	3,767	8,587	9,940	19,764	6,168	5,019	1,810	6,829	13,674	4,257	17,931	69,219	
		計	19,297	14,403	33,700	35,544	56,222	20,638	18,019	6,161	24,180	40,792	13,881	54,673	224,957	
	小型車	四輪	自家用	26,765	18,604	45,369	43,680	74,974	28,763	26,786	9,058	35,844	53,585	17,796	71,381	300,011
			事業用	417	271	688	536	1,116	337	313	132	445	671	182	853	3,975
			計	27,182	18,875	46,057	44,216	76,090	29,100	27,099	9,190	36,289	54,256	17,978	72,234	303,986
		三輪	自家用	5	2	7	7	13	4	7	0	7	11	2	13	51
			事業用	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
			計	5	2	7	7	14	4	7	0	7	11	2	13	52
	被けん引車	自家用	110	80	190	282	322	99	105	33	138	238	103	341	1,372	
		事業用	325	606	931	779	3,146	480	179	267	446	1,086	883	1,969	7,751	
計		435	686	1,121	1,061	3,468	579	284	300	584	1,324	986	2,310	9,123		
軽自動車	四輪	自家用	83,413	51,020	134,433	142,528	157,235	119,805	91,935	32,461	124,396	151,583	45,499	197,082	875,479	
		事業用	3	0	3	10	12	6	8	2	10	6	2	8	49	
	三輪	3	0	3	10	12	6	8	2	10	6	2	8	49		
貨物計			130,335	84,986	215,321	223,366	293,041	170,132	137,352	48,114	185,466	247,972	78,348	326,320	1,413,646	
乗合	普通車	自家用	201	141	342	372	348	223	149	129	278	213	120	333	1,896	
		事業用	694	592	1,286	978	1,874	649	339	108	447	1,076	419	1,495	6,729	
		計	895	733	1,628	1,350	2,222	872	488	237	725	1,289	539	1,828	8,625	
	小型車	自家用	938	618	1,556	1,451	1,562	1,012	1,071	271	1,342	1,540	578	2,118	9,041	
		事業用	232	96	328	316	749	153	141	56	197	434	148	582	2,325	
		計	1,170	714	1,884	1,767	2,311	1,165	1,212	327	1,539	1,974	726	2,700	11,366	
	乗合計			2,065	1,447	3,512	3,117	4,533	2,037	1,700	564	2,264	3,263	1,265	4,528	19,991
	乗用	普通車	自家用	110,445	80,031	190,476	205,745	413,786	155,316	145,699	43,003	188,702	290,108	96,019	386,127	1,540,152
事業用			422	206	628	772	925	399	269	73	342	452	107	559	3,625	
計			110,867	80,237	191,104	206,517	414,711	155,715	145,968	43,076	189,044	290,560	96,126	386,686	1,543,777	
小型車		自家用	119,977	89,310	209,287	215,423	411,674	177,477	161,620	51,433	213,053	278,208	87,954	366,162	1,593,076	
		事業用	995	570	1,565	1,239	3,131	687	729	192	921	1,378	373	1,751	9,294	
		計	120,972	89,880	210,852	216,662	414,805	178,164	162,349	51,625	213,974	279,586	88,327	367,913	1,602,370	
軽四輪車			206,449	119,302	325,751	319,069	480,172	250,605	212,396	75,973	288,369	357,401	111,073	468,474	2,132,440	
乗用計			438,288	289,419	727,707	742,248	1,309,688	584,484	520,713	170,674	691,387	927,547	295,526	1,223,073	5,278,587	
特種		普通車	自家用	8,077	5,184	13,261	12,967	18,433	8,798	6,579	2,339	8,918	13,973	4,799	18,772	81,149
			事業用	3,150	2,079	5,229	3,763	6,964	1,835	1,470	756	2,226	3,355	1,181	4,536	24,553
			計	11,227	7,263	18,490	16,730	25,397	10,633	8,049	3,095	11,144	17,328	5,980	23,308	105,702
		小型車	自家用	855	517	1,372	1,927	2,692	1,387	1,213	479	1,692	2,552	897	3,449	12,519
	事業用		85	40	125	100	211	96	76	26	102	103	23	126	760	
	計		940	557	1,497	2,027	2,903	1,483	1,289	505	1,794	2,655	920	3,575	13,279	
	軽自動車			1,547	852	2,399	1,968	3,604	1,953	1,598	719	2,317	2,752	672	3,424	15,665
	特種計			13,714	8,672	22,386	20,725	31,904	14,069	10,936	4,319	15,255	22,735	7,572	30,307	134,646
	大型特殊			6,879	3,137	10,016	5,915	3,934	9,711	6,707	2,006	8,713	4,971	1,123	6,094	44,383
二輪車	小型二輪車	8,584	5,804	14,388	17,347	38,913	11,617	11,509	3,902	15,411	26,920	7,846	34,766	132,442		
	軽二輪車	8,761	5,604	14,365	18,151	34,976	12,033	10,234	3,761	13,995	26,455	6,733	33,188	126,708		
	二輪車計	17,345	11,408	28,753	35,498	73,889	23,650	21,743	7,663	29,406	53,375	14,579	67,954	259,150		
総合計			608,626	399,069	1,007,695	1,030,869	1,716,989	804,083	699,151	233,340	932,491	1,259,863	398,413	1,658,276	7,150,403	

前月	両数	535	464	999	663	1,127	507	188	79	267	824	275	1,099	4,662
対比較増減	%	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
前年同月	両数	471	788	1,259	-908	4,964	-1,195	675	-660	15	1,539	-996	543	4,678
対比較増減	%	0.1	0.2	0.1	-0.1	0.3	-0.1	0.1	-0.3	0.0	0.1	-0.2	0.0	0.1

登録自動車数	299,869	216,487	516,356	531,796	1,002,077	408,064	371,471	116,522	487,993	694,746	226,588	921,334	3,867,620
検査対象自動車数	308,453	222,291	530,744	549,143	1,040,990	419,681	382,980	120,424	503,404	721,666	234,434	956,100	4,000,062
軽自動車数	300,173	176,778	476,951	481,726	675,999	384,402	316,171	112,916	429,087	538,197	163,979	702,176	3,150,341